

## みやき町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年 4月16日

みやき町農業委員会

### 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会の必須事務として「農地等の利用の最適化の推進」（遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進等）が明確に位置づけられた。

みやき町においては、米・麦・大豆の栽培を中心し、併せてトマトやアスパラガスなどの施設栽培が複合的に営まれている。

平地では土地利用型の米・麦・大豆の栽培が中心に行われていることから、集落営農組織の法人化の推進や地域の担い手への農地利用の集積・集約化を更に進めていく取り組みが必要である。

一方、土地改良事業未施行の圃場や中山間地域では、現状でも遊休農地の発生が懸念されており、その発生防止や解消、適切な土地利用に努める必要がある。

本指針は、地域の特性を活かしながら活力ある農業・農村を築くため法第7条第1項に基づき、農業委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、みやき町農業委員会の指針として、具体的な取り組みを下記のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和8年度を目標とし、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## II 具体的目標と推進方法

### 1. 担い手への農地利用の集積・集約化について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年4月)	1, 9 6 0 h a	1, 7 2 3 h a	8 7 . 9 %
3年後の目標 (令和5年4月)	1, 9 5 0 h a	1, 7 3 5 h a	8 9 . 0 %
目 標 (令和8年4月)	1, 9 4 0 h a	1, 7 5 0 h a	9 0 . 2 %

注1：管内の農地面積は、令和元年耕地及び作付面積統計による数値を基礎としている。注2：みやき町においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標である80%を既に達成している。今後、集積率の著しい伸びは見込にくいため、各目標年までに1%の集積増を目標とする。

#### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

##### ①農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、地域の担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

##### ②「人・農地プラン」に作成・見直しについて

地域における人と農地の問題解決のため、「人・農地プラン」の作成や見直し等の際は、積極的に参画する。

##### ③農地中間管理機構等との連携

県及び農地中間管理機構等との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活用等により担い手への農地利用の集積を推進し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

## 2. 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和2年4月)	1 9 7 6 . 8 h a	1 6 . 8 h a	0 . 8 5 %
3年後の目標 (令和5年4月)	1 9 7 5 . 9 h a	1 5 . 9 h a	0 . 8 0 %
目 標 (令和8年4月)	1 9 7 5 . 0 h a	1 5 . 0 h a	0 . 7 6 %

注1： 管内の農地面積（現状）は、令和元年耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号及び第2号の遊休農地の合計面積を記入している。

注2： 遊休農地面積は、利用状況調査により把握した農地法第32条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する農地の総面積。

注3：目標は、利用状況調査による現状に基づき、新規発生面積及び解消面積による増減を考慮し、現状の解消と新規の抑制による数値とする。

### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

#### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

農業委員は、利用状況調査（農地法第30条）と利用意向調査（農地法第32条第1項）を実施について、協議・検討し調査の徹底を図る。また、利用意向調査の結果を踏まえ、相談や指導等、農地の利用関係の調整を行う。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

#### ②農地中間管理機構との連携

利用意向調査の結果を受け、意向を踏まえた利用権設定（農業経営基盤強化促進法第20条）や農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項）の活用を促進する。

#### ③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知)により、B 分類 (再生利用困難) に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数 (法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和 2 年 4 月)	1 人 ( 1. 0 h a )	0 法人 ( 0 h a )
3 年後の目標 (令和 5 年 4 月)	7 人 ( 2. 8 h a )	1 法人 ( 0. 5 h a )
目 標 (令和 8 年 4 月)	1 4 人 ( 4. 5 h a )	2 法人 ( 1. 0 h a )

注 1 : 新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

注 2 : 個人の新規参入の目標数値は、過去の新規参入状況を参照し、1 年あたり 2 人、取得面積 (貸借を含む。) は、施設園芸による新規就農が主であることを踏まえ試算する。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携

町、県、農業協同組合、ネットワーク機構、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、新規参入希望者 (法人を含む。) を把握し、必要に応じ現地見学や相談会を実施する。

##### ②農業委員会のフォローアップ活動にについて

農業委員は、新規参入者 (法人を含む。) の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

##### ③企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構等を活用して、企業の参入の推進を図ることも考えられる。